

# 憲法しんぶん速報版

第 156 号

2007 年 3 月 7 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

## いま総力を！憲法会議が第 42 回総会

## 共同の推進と独自の役割発揮めざし

憲法会議は 3 月 3 日、第 42 回全国総会を開きました。憲法施行 60 年の年であると同時に、安倍首相が改憲手続き法案の強行を皮切りに憲法改悪への動きをいちだんと強めようとしているなかで、総会では「憲法会議の存在意義をかけたたたかいを」と、決意あふれる発言があいつぎ、運動方針と新体制を確認しました。

### 組織の存在意義かける時

全国総会には 19 都道府県、15 団体から 46 名が参加、隅野隆徳・代表幹事が第 42 回総会の任務にふれて開会あいさつをおこないました。また、高田公子・新婦人会長、市田忠義・日本共産党書記局長(午後)の両氏が代表委員としてのあいさつをおこない、憲法をめぐる情勢の重大さと憲法会議の果たすべき役割がますます大きくなっていることを強調しました。

方針案の説明をおこなった長谷川英俊・事務局次長は、方針第一案送付後に公表された第 2 次アーミテージ報告などにもふれながら、改憲のねらいがますます明確となり、そのことが国民との矛盾をますます拡大するとともに、世界の大勢への逆行ぶりを浮き彫りに

### ◇当面の予定◇

#### ◇衆院議面集会

3 月 8 日 12 時 15 分 衆院議面  
主催＝5・3 憲法集会実行委員会

#### ◇「STOP!改憲手続き法！国会へ行こうアクション」

3 月 12 日 18 時 30 分 国会議員会館前  
主催＝5・3 憲法集会実行委員会

#### ◇憲法集会第 4 回実行委員会

4 月 10 日 6 時 30 分

#### ◇「STOP!改憲手続き法 4・12 大集会」

4 月 12 日 18 時 30 分 日比谷野外音楽堂  
主催＝5・3 憲法集会実行委員会

していることを指摘し、憲法会議の独自の役割発揮とそのための組織強化をよびかけました。

## 確信深めた豊かな討論

討論では 18 人が発言しました。

情勢に関する発言では、イタリア調査でさらに明らかになった改憲手続き法案の危険性(自由法曹団)、北朝鮮脅威論への適切な反論の重要性(日中)、安倍内閣の不支持率は青年が一番高いが、その背後には深刻なワーキングプア問題などがある(民青)、ビラまきへの弾圧の政治的意義と創意ある反撃(救援会)などが相次ぎました。

運動に関する発言では確信と展望が共通して語られました。いっせいで宣伝行動がよびかけたところ予想を上回って大規模にとりくまれ反響も大きくなっている(大阪)、新聞への意見広告運動が大きく広がって成功した(長野)、支部では地下鉄の駅をすべてぬりつぶす宣伝に取り組んでいる(建交労)などの経験とともに、団体間の共同に新たな前進があること(高知、宮城)なども報告されました。

また、「九条の会」、「共同センター」の運動に発展に努力するとともに、憲法会議としては独自にねばり強い学習運動をおこなっていることも報告されました(和歌山、石川)。

討論のまとめは平井正・事務局次長がおこない、憲法が施行 60 年を迎えた意義をあらためて強調するとともに、討論ではこの憲法への攻撃の重大性ととも、国民に大胆に訴えれば大きな反響が返ってくることが確認されたこ

とを指摘しました。そして憲法会議の独自の取り組みと組織強化の課題を再確認しました。

総会はこの方針案とまとめを全員の拍手で確認し、新役員を選出しました。最後に、吉田健一・代表幹事が閉会のあいさつをおこないました。

## 選出された新役員

(○は新)

**【代表委員】** 市田忠義 (日本共産党書記局長) / 国分稔 (全商連会長) / ○隅野隆徳 (専修大学名誉教授) / 高田公子 (新日本婦人の会会長) / 長谷川正安 (名古屋大学名誉教授) / 浜林正夫 (一橋大学名誉教授) / ○坂内三夫 (全労連議長) / ○松井繁明 (自由法曹団団長)

**【代表幹事】** 石山久男 (歴史教育者協議会委員長) / ○川村俊夫 (事務局) / ○柴田真佐子 (全労連副議長) / 吉田健一 (自由法曹団)

**【担当常任幹事】** 石橋良一 (全司法) / 伊藤昭暢 (民青同盟) / (全労連) / 田中義朗 (全商連) / 中田智子 (国公労連) / 西川香子 (新婦人) / 長谷川英俊 (全教) / 平井 正 (事務局) / 望月憲郎 (救援会) / 山口真美 (自由法曹団) / 山本真一 (東京) / 金子勝 (立正大学) / 内藤光博 (専修大学) / 横田力 (都留文科大学)

**【事務局長】** 憲法会議規約第七条の「事務局長一名」を、「事務局長若干名」とし、必要に応じ複数の事務局長を置く規約改正が承認されました。具体的人選は、総会後に開かれる担当常任幹事会に一任されました。